

いじめ防止基本方針

さぬき市立寒川小学校

いじめ防止基本方針

～すべての児童が生き生きとした学校生活を送れるように～

さぬき市立寒川小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

○いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。【いじめ防止対策推進法第2条第1項より】

2 いじめの基本認識

「いじめ問題」に取り組むにあたっては、この問題にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧を教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識ととらえることができる。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。そこで、児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

1 児童や学級の様子を知る

(1) 教職員の気づきが重要

児童や学級の様子を的確にとらえるためには、教職員の日常的な観察や記録が重要である。児童に共感し、活動を共にすることを通して、児童の言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。

(2) 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要であることから、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の方法として用いる。また、配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。そして、児童にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与え、いじめの発生を抑えるための大きな力となる。

そこで、児童の主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」を重視する。

(1) 児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けており、教職員の何気ない言動が児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もある。教職員は児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。

(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話をしたりできる職場の実現が必要になる。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学校行事

学習時間をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努め、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験を通して、児童の精神的な成長を図る。自己肯定感を高め、児童が大きく成長できるように、教職員は児童への積極的な温かい声かけを行う。

(4) 児童の主体的な参加による活動

児童会活動の中で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進め、「児童の、児童による、児童のための主体的な場作り」を支援する。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることにより、豊かな心を育成する。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させ、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道德教育の充実

いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。そこで、道德の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」の防止に努める必要がある。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。そこで、学級の児童生徒の実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に検討し、児童がどう受け止めるかを入念に予想したうえで道德の授業を実施する。

(3) 体験学習の充実

児童は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的に関わることを通して、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、体得していく。

しかしながら、現在の児童は、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少ない傾向があるため、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れていく。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の児童は、他者と関わる生活体験や社会体験も少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要である。そこで、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れていく。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年だよりやホームページ等による保護者啓発や広報活動を積極的に行う。

5 教職員の資質の向上

いじめの未然防止等の対策が専門的知識に基づいて適切に行われるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換や相談、校内外の研修を通して、教職員の資質向上に努める。

Ⅲ いじめ問題に取り組む体制の整備

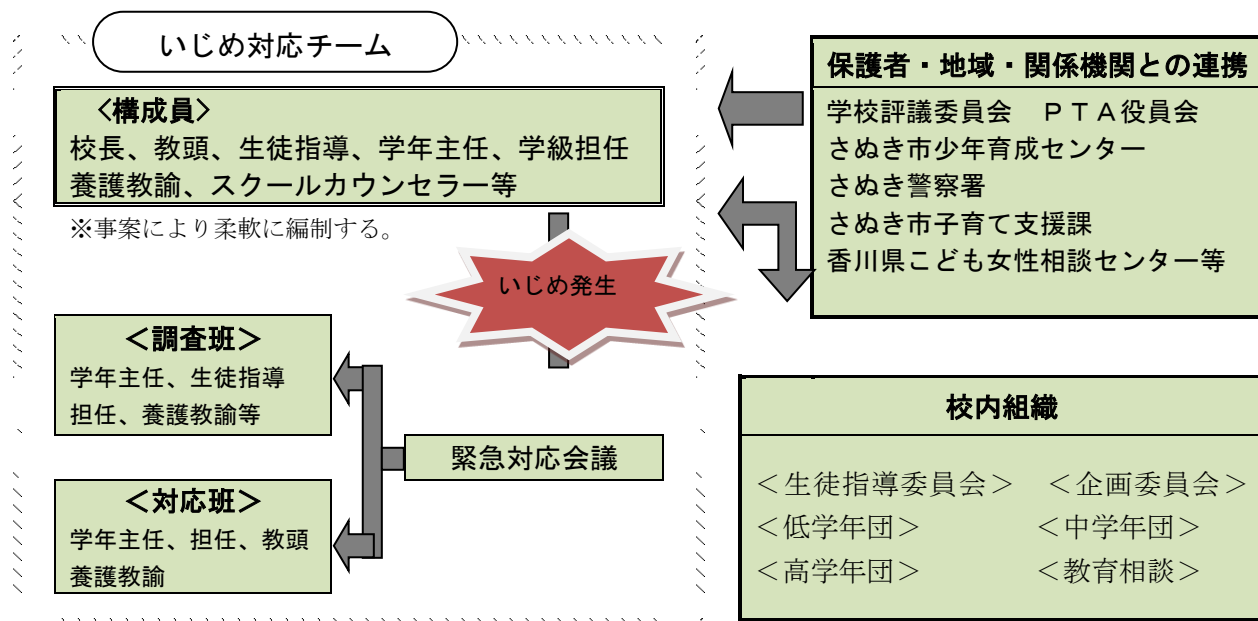
いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

1 いじめ対応チームの設置について

- いじめ対応チームは、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、関係児童の属する学年主任や学級担任、養護教諭、場合によってはスクールカウンセラーをメンバーとして設置する。
- いじめ対応チームは、いじめ対策に特化した役割を担う。

<<いじめ対応チーム組織>>



2 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題への取り組みを推進する。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

<<年間指導計画>>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対応・指導方針等		職員会における「配慮を要する児童」に関する情報の共有（4月中旬より）									
	PTA 総会・保護者への啓発											
未然防止に向けた取組	← 様々な行事における仲間づくりの活動 →							学級 人権宣言づくり				
早期発見に向けた取組	教育相談アンケート					教育相談アンケート						

早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

(1) 児童の立場に立つ

児童一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢で臨む。

(2) 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが重要である。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていく。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

《 分 類 》 《抵触する可能性のある刑罰法規》

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| ① 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる | ……………▶ | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ② 仲間はずれ、集団による無視 | ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 | |
| ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | ……………▶ | 暴行 |
| ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | ……………▶ | 暴行、傷害 |
| ⑤ 金品を強要される | ……………▶ | 恐喝 |
| ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | ……………▶ | 窃盗、器物破損 |
| ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | …▶ | 強要、強制わいせつ |
| ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる | ……………▶ | 名誉毀損、侮辱 |

3 いじめが見えにくいのは

●いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われていることが多い。

- ① 無視や紙まわし、メールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる場合《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、スポーツ少年団等の練習のふりをして行われている形態《カモフラージュ》

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分は「ダメな人間」だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候を学校で把握することは非常に困難である。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

4 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」という状況の具現化を目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることにより、いじめ発見に努める。その際、いじめ早期発見のためのチェックリストも活用する。

また、教室では、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる。

(2) 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。教職員は、担任を中心に、学級

内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握します。特に、気になる言動が見られた場合は、速やかにグループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

(3) 連絡帳の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

日記や連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることに努める。

また、教育相談週間及び月間を設定する等、定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

(5) いじめ実態調査（教育相談）アンケート

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも年2回の実施を計画する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も重要である。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるために

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「告げ口をした」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応のあり方によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化する可能性があることを十分に認識しておく必要がある。

(1) 本人からの訴えには

○ 心身の安全を保障

日頃からいじめの訴えには「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と対応するということを伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを講じる。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

○ 事実関係や気持ちを傾聴

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわって、状況の聴取だけになることがないように注意する。

(2) 周りの児童からの訴えには

○ いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○ 「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えて、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

○ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことを心がける。

○ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスだととらえ、日頃から子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。

○ 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することを心がける。

6 地域の協力を得るために

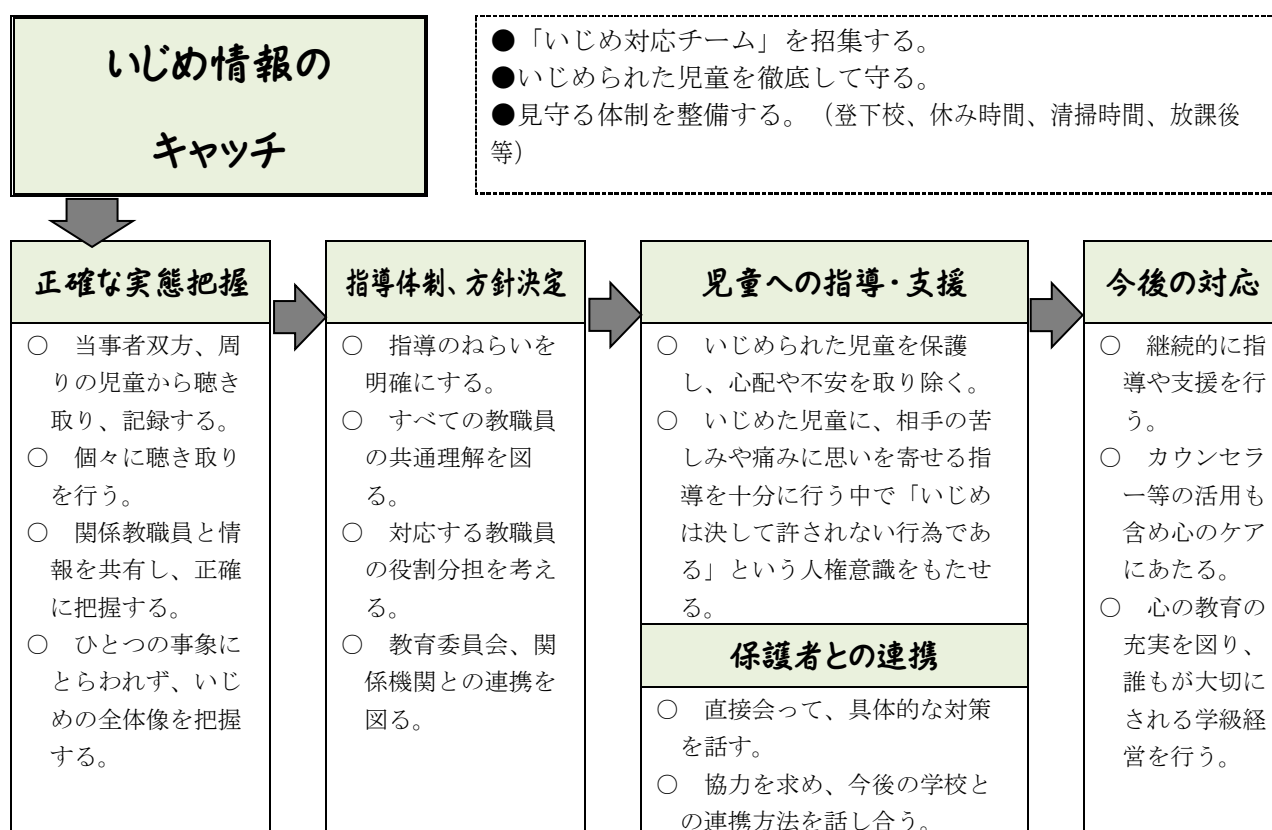
学校と児童の教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど、地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

具体的には、民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るように努め、学校評価の中にいじめの項目を取り入れ、保護者・地域に向けて便り・ホームページにてお知らせをすることで、地域ぐるみでいじめを根絶する体制づくりを整えていく。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を同席させず、別の場所で行う。

- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

【把握すべき情報例】

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

要 注 意

児童の個人情報は、その取扱に十分注意する。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

【児童に対して】

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談に行かれてはどうですか。

(2) いじめた児童に対して

【児童に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉	・相手にもいじめられる理由があるのだろう。 ・学校がきちんと指導していれば…。 ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
---------------------------------------	---

(3) 周りの児童に対して

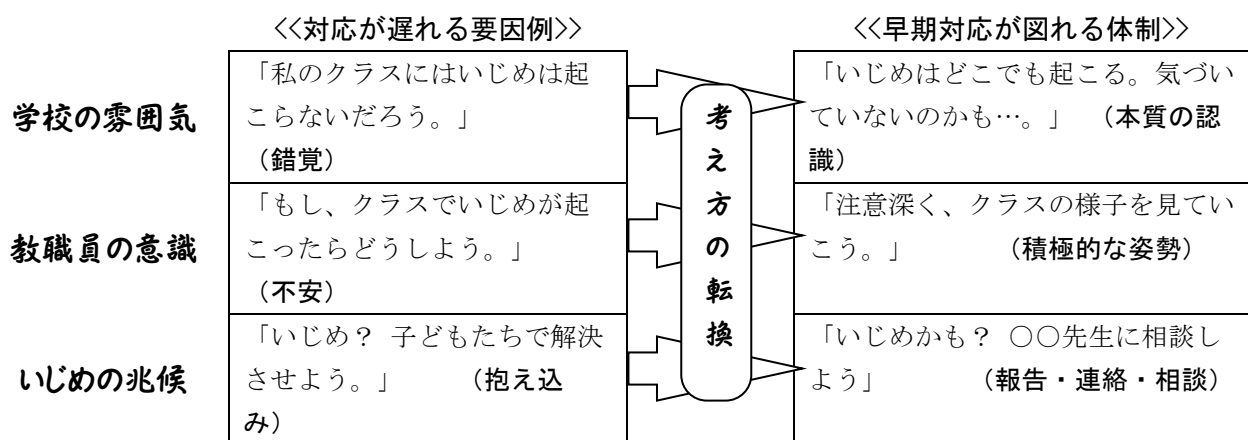
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- 必要な場合はスクールサポートチームやさぬき警察署、少年育成センター等に専門的知識を有する者の派遣を依頼し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して指導の方針や内容を決定する。
- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さぬき市少年育成センター等の関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の事例研究に基づき、考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに努める。



5 重大事態発生の場合

- ① 重大事態発生の報告を市教委に報告
- ② 市教委と相談しその事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかを定める。
- ③ 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童からの聴取内容や指導記録に記載の情報を整理し、さらにいかなる事実を認定できるかを検討しそれらを書面として取りまとめる。
- ④ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

Ⅵ ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

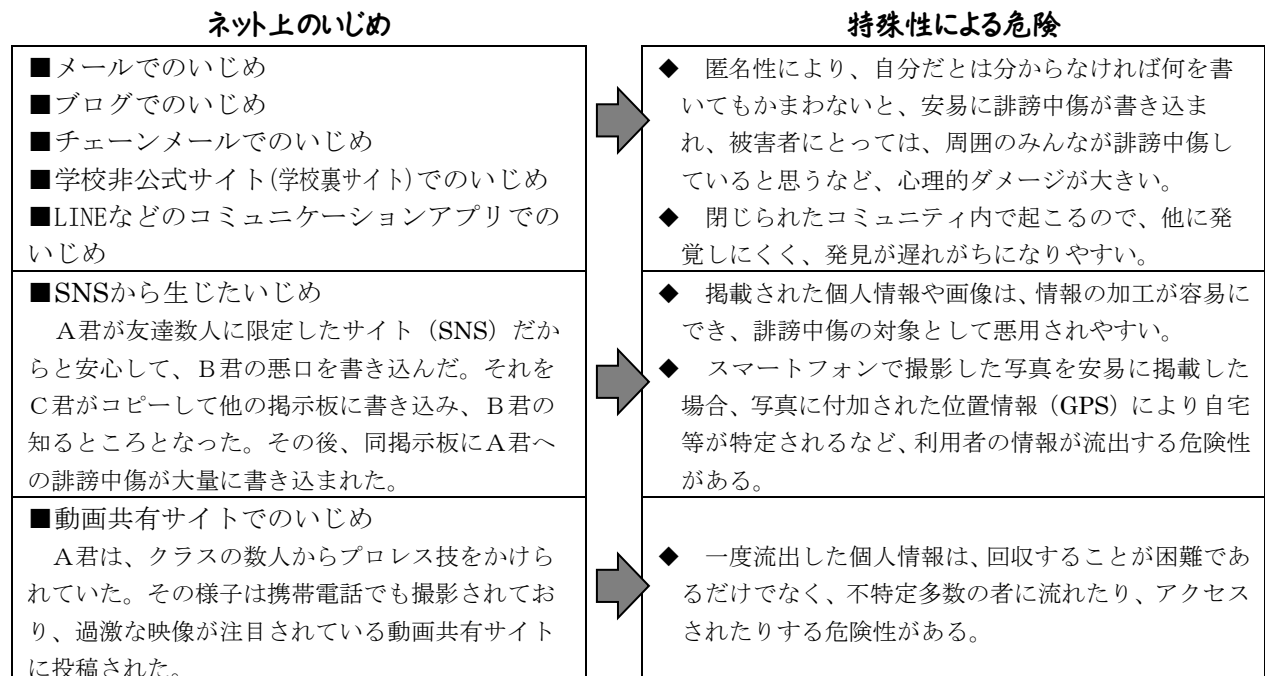
未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見のためには、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を強化する。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

【トラブルの事例】 児童が事件に巻き込まれた事例だけでなく、児童がインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。



ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

【保護者会等で伝えること】

＜＜未然防止の観点から＞＞

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与える可能性が高いと認識すること
- 子どもたちが持っているゲームや音楽再生機もネットにつながることを知らせ、携帯電話やPCだけが危険ではないことを認識してもらうことで、家庭での危機意識を高めること

＜＜早期発見の観点から＞＞

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

【情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント】

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

＜＜インターネットの特殊性を踏まえて＞＞

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、回収が非常に困難であること

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例については、警察等の専門機関とも連携し対応する。

【書き込みや画像の削除に向けて】

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

※ 学校非公式サイト上の削除も同様

＜＜指導のポイント＞＞

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されること

【チェーンメールの対応は】

＜＜指導のポイント＞＞

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと
- 内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払う。

